

令和6年7月18日

保護者のみなさまへ

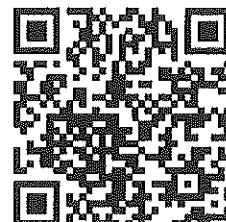
牟岐町教育委員会教育長 今津 久仁
牟岐小学校校長 竹島 稔
牟岐中学校校長 前田 幸作

海部郡小中学校熱中症対策ガイドラインについて

酷暑の候、日頃は本町学校教育にご理解とご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さてこの度、徳島県教育委員会から「学校における熱中症対策ガイドライン（令和6年5月）」が示されました。これは、年々厳しくなる暑さ等から、気候変動適応法の改正により関係省庁の連携の元、環境省・文部科学省により「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き追補版」（令和6年4月）が作成されたことによるものです。そこで、このガイドラインに沿って郡内三町の教育委員会が協議し、海部郡小中学校では次のように熱中症ガイドラインを定めましたのでお知らせいたします。

- 1 判断基準として、環境省「熱中症予防情報サイト」（徳島）を確認し、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合には屋内・屋外とも活動を原則中止する。
※なお、屋内の空調設備等、安全な環境が保てる場所での活動は認める。
- 2 暑さ指数が31未満の場合であっても、活動場所の状況によっては運動を中止する。
- 3 特に中学校運動部活動は体育よりも運動強度が高いこと等から、事前の健康チェックやこまめな水分補給に留意する。



環境省「熱中症予防情報サイト」（徳島）